

青梅インターチェンジ北側地区地区計画の区域内における
建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

制定 令和 6 年 1 月 1 9 日
5 多建建三第 2 3 8 号

第 1 適用範囲

本認定基準は、青梅インターチェンジ北側地区地区計画の区域内における建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第 2 認定基準

- 1 建築敷地が、今井土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定がなされていること。
- 2 建築物の建築計画が地区計画の内容に適合し、かつ、周辺の公共施設の整備や土地利用の状況等について、総合的な配慮がなされていること。
- 3 建築敷地と道路（法第 42 条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 建築敷地の接する道路が、法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされており、かつ、当該道路以外の道路（法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている道路を除く）に接続するまでの区間に、幅員 6 メートル以上で交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない連続した空地が確保されている場合。
 - (2) 建築敷地が、主要地方道第 44 号瑞穂富岡線に接する場合。
 - (3) 上記の(1)及び(2)以外の場合で、建築敷地と道路との関係が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合。

附則 この認定基準は、令和 6 年 1 月 1 9 日から施行する。